

三好ジオパーク推進協議会パートナーシップガイドライン

2026年4月1日

1. 目的

このガイドラインは、三好ジオパーク推進協議会(以下「協議会」という。)が、研究機関や公的機関、地域内外のあらゆる利害関係者(企業・各種団体・個人)と連携して、地質遺産等の保全をはじめ教育活動や防災・減災活動、ジオツーリズムの促進などを通じて、三好地域の発展や三好ジオパークの活動を推進することを目的に、連携協定の締結や応援団の登録などをおこなうために必要な事項を定めるものである。

2. パートナーシップの種類と内容

三好ジオパークでは、研究機関や公的機関、地域内外のあらゆる利害関係者と連携をするために締結する「連携協定」と、三好ジオパークを応援するために登録する「応援団」と「サポーター」の3種類のパートナーシップがあり、それぞれ連携や応援をする内容については次のとおりとする。

(1) 連携協定

三好ジオパークの趣旨や理念と合致する下記に掲げる事項

- ① 地域資源(地質地形・生態系・歴史文化等)の保全・保護に関する連携
- ② 教育及び研究に関する連携
- ③ 防災減災に資する連携
- ④ 社会経済活動(ジオツーリズム等)の発展に資する連携
- ⑤ 科学の大衆化に関する連携
- ⑥ 協議会及びジオパーク活動に携わる関係団体の体制や組織能力の強化に関する連携
- ⑦ SDGsの推進につながる取り組みに関する連携
- ⑧ その他三好ジオパークの発展に寄与する活動に関する連携

(2) 応援団

三好ジオパークの趣旨や理念と合致する下記に掲げる事項

- ① 普及啓発: SNSや広報誌での情報発信、パンフレットの設置など、三好ジオパークの魅力を広める活動
- ② 保全活動: 三好ジオパークのサイトやその周辺の清掃、美化活動
- ③ 教育活動: 三好ジオパークやそのストーリーを活用した学習プログラムや体験メニューの提供
- ④ 防災・減災: ジオパークの視点を活用した防災意識の啓発

- ⑤ ジオツーリズム: 三好の大地が感じられるジオツアーや、地元産品・飲食メニュー等の開発、販売、発信
- ⑥ SDGs の推進: 持続可能な開発目標(SDGs)につながる取り組み
- ⑦ その他、三好ジオパークの発展に寄与する活動

(3) サポーター

三好ジオパークに関心を持ち、個人として活動を応援する者を対象とする登録制度である。登録者には、協議会からイベント等の最新情報が提供される。サポーターは、これらの情報を活用したイベントへの参加や SNS 等での情報発信を通じて、三好ジオパークの活動に協力するものとする。

3. 連携協定並びに応援団の連携・登録内容の選択

連携協定を締結しようとする者並びに応援団登録をしようとする者は、2.(1)(2)に規定する内容の中から、三好ジオパークと連携・応援する内容を選択して、協定締結又は登録をするものとする。(複数選択可) また、協定締結内容又は登録内容を変更する必要がある場合は、協議会へその旨申し出て手続きをすることで内容を変更することができるものとする。

4. 連携協定の締結並びに応援団登録ができない者

協議会は、三好ジオパークの趣旨や理念に反する活動を行っている者及び下記に掲げる事項に該当する者とは、連携協定の締結又は応援団登録をすることはできないものとする。

また、連携協定を締結した者(以下「協定締結者」という)又は応援団の登録をした者(以下「応援団登録者」という。)が、連携協定締結又は応援団登録後に、下記事項に該当していることが発覚した場合又は該当することとなった場合、協議会は連携協定の解除、応援団登録を解除することができる。

- ① 安全管理が確立されていないハイリスクなイベントや体験プログラム等を実施している者。
- ② 地質学的な物質、希少野生動植物種を持続可能ではない形で採取・加工・販売している者、又はそれに関わっている者。なお、協議会と協議をしながら、採取・加工・販売の中止に向けた取り組みを進めている場合は除くものとする。
- ③ 短期的及び長期的な視座に鑑みたとき、持続的な地域資源(地質・生態・歴史文化等)を担保できない可能性がある活動等をしている者又は関わっている者。
- ④ 三好ジオパークの活動・評価に悪影響を与えると思われる活動をおこなっている者。
- ⑤ 三好市暴力団等排除措置要綱別表並びに東みよし町暴力団等排除措置要綱別表の措置要件に該当又は類すると認められる者。

5. 協定締結者並びに応援団登録者の責務

協定締結者並びに応援団登録者は下記の責務を負うものとする。

- ① 連携協定締結後又は応援団登録後も 4. の規定に該当する活動等は実施しない。
- ② 三好ジオパークの協定締結者並びに応援団登録者であることを自身の施設等への掲示や、ホームページ・パンフレット等に記載して発信するように努める。
- ③ 各連携協定や応援団登録に基づき、協議会が実施する活動に対し支援・協力し、三好ジオパークの持続可能な発展に寄与するために必要な助言等をおこなうように努める。
- ④ 各連携協定や応援団登録に基づいた活動内容について、必要に応じ協議会に報告及び情報提供するとともに、目的達成のために協議をおこなう。

6. 協議会の責務

協議会は協定締結者並びに応援団登録者に対し、下記の責務を負うものとする。

- ① 各連携協定や応援団登録に基づき、協定締結者並びに応援団登録者が取り組む持続可能な発展に寄与する活動に対し、支援・協力・助言等をおこなうように努める。
- ② 三好ジオパークの協定締結者並びに応援団登録者を、三好ジオパークのWebサイト等の広報媒体で発信する。
- ③ 必要に応じ、各連携協定や応援団登録の目的達成に向けて、協定締結者並びに応援団登録者に対し必要な情報の提供をおこなう。

7. 事前説明

協議会は、連携協定の締結又は応援団登録をおこなう際には、事前にこのガイドラインの内容を連携協定の締結又は応援団登録をしようとする相手方に説明するとともに、ジオパークの理念に反する行為を実施していないか等の確認をしなければならない。